令和８年（ミ）第３号

大阪市中央区内本町１丁目２番14号秀和ビル10階

開始前会社　株式会社レーヴ

１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　大阪市北区中之島２丁目３番18号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士　野上　昌樹

令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第４号

大阪市中央区谷町三丁目１番９号ＭＧ大手前ビル２階

開始前会社　株式会社リベラーラ

１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　大阪市北区中之島二丁目３番18号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士　野上　昌樹

令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始